

令和8年度 地域型保育事業 予算事務説明会

川崎市子ども未来局
保育第2課



1

1

こども家庭庁の動向について

- ▶ こども家庭庁が行う説明会の内容によっては、本予算事務説明会の内容を変更する場合があります。変更があった場合は、追ってお知らせいたします。



2

2

次第

- ▶ 1 令和8年度子どものための教育・保育給付費等の改正点等について
- ▶ 2 令和8年度の予算事務について
- ▶ 3 川崎市における保育事業所運営について
- ▶ 4 条例・要綱
- ▶ 5 様式集
- ▶ 6 過去の主な通知について



3

3

1 令和8年度子どものための 教育・保育給付費等の改正点等について

- ・ 公定価格について
- ・ その他について
- ・ 前年度の主な改正事項について



4

4

令和8年度子どものための教育・保育給付費等の改正点等について 公定価格について

▶ 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直し

○年齢別配置基準を20:1から15:1とする3歳児に係る職員配置については、当分の間適用しないこととする経過措置の期間を令和9年度末（令和10年3月31日）までとする。

5

5

令和8年度子どものための教育・保育給付費等の改正点等について 公定価格について

▶ 「安全計画の策定等をしていない場合」の減算【創設】

○ 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準等において、施設・事業所には安全計画の策定及びその実施が義務付けられているところ、これを行っていない施設・事業所を対象とした「安全計画の策定等をしていない場合」の減算を創設し、令和8年7月から適用する。

○減算適用期間は、未策定の場合は策定された日の属する月まで適用するものとし、計画に定める研修・訓練等が実施されていない、安全計画の内容が保護者へ周知されていない、安全計画の見直しや必要に応じた変更が行われていない状況にある場合は、それらの状況のうちいずれかが1年継続した日の翌月（1日の場合はその月）から、当該状況が解消した日が属する月まで適用するものとし、減算額は児童1人あたり1,350円/月とする。

適用するイメージ ※ 赤色が減算を算定する月

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設A																								
施設B																								
施設C																								

施設A: R7.6.20 保護者に周知 (7月6日) → R8.6.20 保護者に周知 (8月6日) → 減算なし
 施設B: R7.10.30 訓練・研修を実施 (10月30日) → R9.2.10 訓練・研修を実施 (2月10日) → 1年経過 (9月) → R9.2.10 訓練・研修を実施 (2月10日) → 1年経過 (9月)
 施設C: R7.5.20 計画の見直しを検討 (5月20日) → R8.12.5 計画の見直しを検討 (12月5日) → 1年経過 (12月) → R8.12.5 計画の見直しを検討 (12月5日) → 1年経過 (12月)

6

6

令和8年度子どものための教育・保育給付費等の改正点等について 公定価格について

▶ 施設機能強化推進費加算【改正】

○保育所等における防災機能・対策の強化を図るため、施設機能強化推進費加算について以下の見直しを行う。

- ・事業実施や乳幼児の利用等の複数要件を廃止し、地域型保育をはじめ加算の取得による取組の促進を図る。
- ・単価設定について施設の規模を踏まえ、地域型保育事業については、10万円に変更。

7

7

令和8年度子どものための教育・保育給付費等の改正点等について 公定価格について

▶ 療育支援加算（障害児保育の充実のための専門職の活用等①）【創設】

○障害のある子どもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図るため、次の専門職を配置する又は派遣を受けるための費用を創設する。

(※) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育及び助言の経験が5年以上の者。いずれも子ども・子育て支援に係る業務に3年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育及び助言の経験」は、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言を業務としていた経験をいう。なお、看護師又は准看護師を配置する又は派遣を受ける場合、受け入れている障害児が医療的ケア児である場合に限るものとする。

○取組内容

- ① 他の職員への助言・援助や研修、計画作成、カンファレンス等を通じた施設内の障害特性等に対応した教育・保育の強化
- ② 障害児支援（児童発達支援、保育所等訪問支援等）を利用している子どもについて当該障害児支援の事業者との連携調整と情報共有
- ③ 障害のある子どもの家族への助言・相談支援
- ④ 児童発達支援センター等地域の関係機関とも連携したインクルージョン推進の取組等を求める（取組の必須化）

■家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

新設 →

療育支援 加算	A：月30時間以上（1週に1日程度を想定）
	B：月60時間以上（1週に2日程度を想定）

※Bは、特別児童扶養手当対象児童受入施設のみ算定可能とする。

8

8

令和8年度子どものための教育・保育給付費等の改正点等について 公定価格について

▶ 保育士みなし特例（障害児保育の充実のための専門職の活用等②）【改正】 【家庭的保育事業を除く】

※本市、条例改正後に取り扱いを開始する予定。

※看護師等の保育士みなし特例との併用不可

- ▶ ○ 障害のある子どもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図ることが重要。
- ▶ ○ 専門職の活用について、療育支援加算の見直しとあわせて、施設・事業の人材確保の状況にあわせた対応が可能となるよう、現行の看護師等と同様に、専門職について、1人に限り職員配置基準において保育士とみなすことができる特例を設ける。
- ▶ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、又は障害児の療育若しくは障害児に係る療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当する者であって、子育てに関する知識及び経験を有するものを1人に限り保育士とみなすことが可能
- ▶ ※子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を持つ者とした上で、専門職が保育を行うに当たっては保育士の支援を受けることが必要

9

9

令和8年度子どものための教育・保育給付費等の改正点等について 公定価格について

▶ 「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算【創設】

○ 子ども・子育て支援法第58条第2項により経営情報等の報告が義務化されたことに伴い、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、毎事業年度終了後5か月以内に当該報告を行う必要があるところ、当該取組を行っていない施設・事業所については基本分単価の減算を行うこととし、令和8年7月から適用する。

- ▶ ○ 減算の適用
 - ・報告期限から3か月以上経過しており、経営情報の報告が行われていない場合
 - ・誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない場合（※）
 - ・期限の属する日の翌月から報告等がなされる日の属する月までの間、算定を行うこととする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が認める期間は減算を適用しないものとする。
- ▶ （※）修正の報告について、再度修正を必要とする場合、市町村が必要と認める場合、改めて指摘を行った日から概ね1か月以内の期限を設けるものとする。都道府県又は市町村が報告内容について施設・事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合またはこれに準ずるものと市町村が認める場合には、再度指摘を行い1か月の修正期限を設けることなく、当初の指摘から概ね1か月が経過した翌月から、減算を適用することができる（「市町村が認める場合」は、報告内容や施設・事業所の状況等を勘案して判断するものとする）。

10

10

令和8年度子どものための教育・保育給付費等の改正点等について 公定価格について

▶ 経営情報等の報告を行っていない場合」の減算【創設】（続き）

- 減算額
・基本分単価に5%を乗じた額とする。

※ 令和7年度報告分が未報告であって報告期限から3か月以上経過している場合、令和8年7月の請求分から減算を適用する。

適用するイメージ ※ 赤色が減算を算定する月 ※ 3月末が事業年度終了となる事業所のケース

	令和7年度												令和8年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設A																								
施設B																								
施設C																								

施設A: 7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月)、8年度報告分 R8.11.15に報告 (11月)、8年度報告分 R8.11.15に報告 (11月)

施設B: R7年度における報告期限 (9月)、7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月)、7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月)、8年度報告分 R8.11.15に報告 (11月)、8年度報告分 R8.11.15に報告 (11月)

施設C: R8年度における報告期限 (7月)、7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月)、7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月)、8年度報告分 R8.11.15に報告 (11月)、8年度報告分 R8.11.15に報告 (11月)

11

令和8年度子どものための教育・保育給付費等の改正点等について その他について

▶ 1. 障害児保育認定費【改正】

・令和8年度から、前年度に「書類による認定」で認定を受けた子どもに限り、当年度の仮認定の扱いとして4月から請求ができるものとします。（事前に連絡が必要です。）

▶ 2. 川崎市ICT化推進事業補助金【拡充】

・令和8年度から、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の新たな購入に係る費用の一部を補助します。（過去にICT化推進事業補助金を活用し、システムの導入を行っている園も申請することができます。）
詳細は別途お知らせします。

▶ 3. こども性暴力防止法の施行

・令和8年12月25日に「こども性暴力防止法」が施行されます。本法の施行に伴い、こどもの権利を侵害し、心身の発達に深刻な影響を及ぼし得る性暴力等の発生を防止するため、保育所設置者は、こどもと接する業務に従事する者について「犯罪事実確認」を行うことをはじめ、各種の安全確保措置等を講ずることが求められます。

▶ 4. 保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金【拡充】

・令和8年度より「補助対象期間」及び「補助額」について変更があります。変更の詳細につきましては、別途ご用意している川崎市宿舍借り上げ支援事業特設ページ（下記URL参照）に掲載しております。「令和8年度川崎市保育士等宿舍借り上げ支援事業について」の資料をご確認ください。また、特設ページでは、変更内容の他、制度の詳細や申請様式・申請マニュアル等を掲載しています。

12

令和8年度子どものための教育・保育給付費等の改正点等について 前年度の主な改正事項

- ▶ 1歳児配置改善加算（公定価格）
 - ・ 6対1から5対1に1歳児の配置改善を行うため加算
- ▶ 物価高騰対応加算（市加算）
 - ・ 物価高騰に伴う給食費の負担抑制のため加算
- ▶ 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金（補助金）
 - ・ 保護者・保育士の負担軽減に資する取組を行っている事業所に対して、手ぶらで登園にかかる導入経費を補助するもの
 - ・ 1園1回限りの申請となります。令和7年度に補助を受けた施設は対象外となります。
- ▶ 地域活動事業費（市加算）
 - ・ 地域の子育て支援を推進するため、加算条件を満たす場合に、当該事業の実施に要する費用を加算限度額の範囲内で加算するもの。

13

13

2 令和8年度の予算事務について

- (1) 子どものための教育・保育給付費等について
- (2) 処遇改善等加算について
- (3) 各種補助金について

14

14

令和8年度の予算事務について

(1) 子どものための教育・保育給付費等について

▶ 給付費の概要

本市における給付費とは、地域型保育事業所に対して、保育事業所の基準を満たした運営を行うために要する経費及び利用する子どもの処遇向上、施設職員の待遇改善、施設経営の安定化等を図るために要する経費の支給を行うための仕組みであり、**国の定める保育に要する費用の額の算定に関する基準等（国基準）に規定される公定価格と、本市が独自に設けている市加算運営費**により構成されます。

給付費

・ 公定価格（国基準）

基本分単価、処遇改善等加算、賃借料加算、減価償却費加算、保育士比率向上加算、家庭的保育支援加算、資格保有者加算、障害児保育加算、管理者未配置減算、土曜閉所減算、施設機能強化推進費加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算 等

・ 市加算運営費

延長保育費、市職員雇用費、嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費、地域活動事業費、8時間超保育実施加算 等

15

令和8年度の予算事務について

(1) 子どものための教育・保育給付費等について

▶ 給付費の内容

(ア) 公定価格について

公定価格に含まれる基本分及び各種加算については、それぞれ取得要件があります。

本説明会の参考資料として、「**特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について**」及び「**公定価格に関するFAQ（よくある質問）**」を本市ホームページに掲載しております。公定価格に関わる重要な通知等ですので、必ず御確認ください。

(注意事項)

・お示しする単価表等については、令和7年12月24日付で改定のあった令和7年度公定価格になります。**令和8年度公定価格においては、内容や金額に変更がある可能性がありますので御注意ください。**

・最新の公定価格表については、こども家庭庁のHPに掲載されています。

◀<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>▶

・公定価格については、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、年度内に単価改定が行われる場合があります。

16

令和8年度の予算事務について

(1) 子どものための教育・保育給付費等について

▶ 給付費の内容

(イ) 市加算運営費について

市加算運営費の詳細は、本市で定める「**川崎市子どものための教育・保育給付費等支給要綱**」において規定しています。また、本説明会の参考資料として市ホームページに掲載しています。

加算の取扱いについては、通知等によりご案内しておりますので併せて御確認ください。

(注意事項)

- ・単価の改定等により要綱を改正した場合は、本市ホームページの『川崎市要綱』のページに掲載します。
- ・市加算運営費については、入所児童の処遇向上、職員の加配、処遇改善等の安定的な施設運営のために必要な経費を公定価格に上乗せして加算するという趣旨であることから、必要な国基準保育士等に加えて配置する職員に対して支払うものになります。このため、国基準が満たされないことにより、併せて市加算運営費についても適用がなされない場合があります。
- ・公定価格に上乗せして加算するという趣旨であることから、公定価格の拡充に伴い、市加算運営費の内容が縮小される場合があります。

17

17

令和8年度の予算事務について

(1) 子どものための教育・保育給付費等について

▶ 給付費の内容

(ウ) 各種加算認定手続きについて

各種加算の認定については、加算ごとにその取扱いが異なります。

認定までの暫定的な取り扱い等についての詳細は、本説明会の資料でもある、「令和8年度地域型保育事業所子どものための教育・保育給付費等の暫定的取扱いについて（通知）」（7川こ保2第1451号）を御覧ください。

■ 1歳児配置改善加算について

申請や認定の時期等については、追ってお知らせします。

■ 認定申請書上の加算の適合状況に、「延長保育」を選択する場合について

園で延長保育が実施できる態勢を整えているが、実際には延長保育を利用している児童がない場合は、「延長保育」の項目は適用とはなりませんので御注意ください。

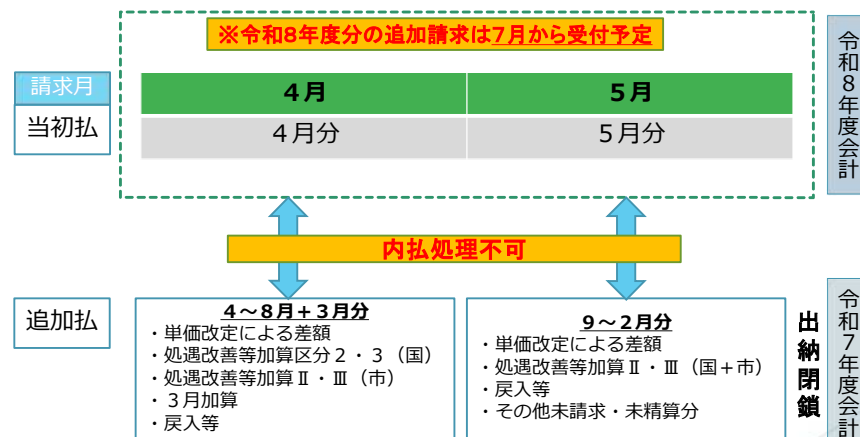
18

18

令和8年度の予算事務について

(1) 子どものための教育・保育給付費等について

▶ 令和8年度の給付費等の請求方法について



19

令和8年度の予算事務について

(1) 子どものための教育・保育給付費等について

▶ 令和8年度の給付費等の請求方法について

- 法令に基づき給付費等は毎月支払い
- 支払いは、(当月払)+(追加払)の合計金額
- 毎月の支払日は、原則20日or25日
- 提出期限及び支払日は各月の土、日、祝日等の影響で前後する場合がありますため、注意が必要

	請求内容	請求ソフトへの入力事項等
当月払	職員数、初日児童数・延長登録児数等に基づく当月分	・在籍児童、職員雇用の状況 ・延長保育の登録状況 等
追加払	雇用実績、月途中の入退所・延長利用児数実績等に基づく精算分	・児童、職員情報の変更点の修正 ・延長保育の実績 等

- ▶ 請求ソフトを用いて算出された支給額について、電子申請による請求を行っていただいております。また、本市が委託する川崎市事務処理センターによる一次審査及び保育第2課による二次審査により、請求内容不備について修正依頼があった場合は、速やかに御対応をお願いいたします。
- ▶ 給付費等の申請・請求内容に関する川崎市の審査が完了次第、各施設に審査結果のお知らせ(電子画面で確認)が届きます。お知らせが届き次第、速やかに所定の請求書を川崎市まで送付してください。

各月の請求期日や振込日については、別紙Excel『給付費等請求・支払いスケジュール』を御確認ください。

【重要】令和8年度に向けて、請求ソフトの各種情報の更新手続が必要です。
更新方法は、予算事務説明会HP、「令和8年度に向けた請求ソフトの各種情報の更新等について」に掲載しています。

20

令和8年度の予算事務について

(1) 子どものための教育・保育給付費等について

▶ 令和7年度子どものための教育・保育給付費等の実績報告について

下記の表に該当する加算の支給を受けている施設は、所定の報告様式を用いて実績報告を行う必要があります。報告はオンライン手続かわさきで御提出ください。URLは個別に御案内します。

公定価格上の加算	市加算額上の加算
賃借料加算	補足給付費
施設機能強化推進費加算	嘱託医手当
第三者評価受審加算	歯科検診事業費
	連携保育加算
提出期限 4月末日	提出期限 4月10日

※地域活動事業費は別途提出期限を設け御案内します。

21

21

令和8年度の予算事務について

(1) 子どものための教育・保育給付費等について

▶ 令和7年度子どものための教育・保育給付費等の実績報告について

▶ 補足給付費の実績報告について

3月中旬に、市から各施設に支給実績が記載された様式を配布予定ですが、

保護者の署名が必須となっています。

市からの様式配布後では署名が難しい場合（卒園等）は、白紙の様式に、施設側で支給実績を記載し、保護者に署名していただください。

22

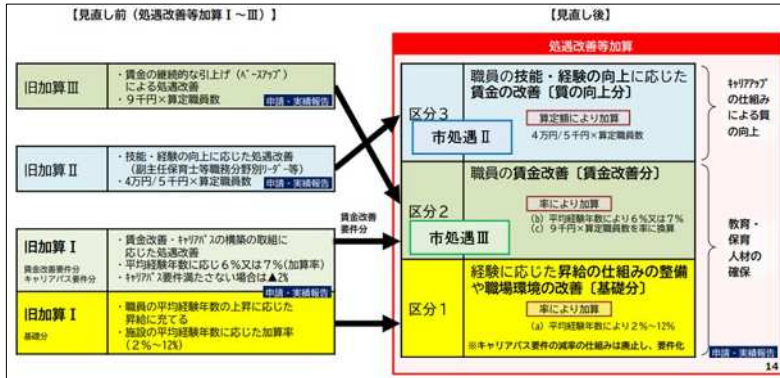
22

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 処遇改善等加算の一本化について

令和7年度、事務手続の簡素化等の観点から、処遇改善等加算が見直されました。

旧来の3つの加算を一本化した上で、基礎分・賃金改善分(ベースアップ等)・質の向上分(リーダー層の改善)の3区分に整理。併せて配分ルールの簡素化や実績報告の一元化等を実施し、活用の促進が図られました。

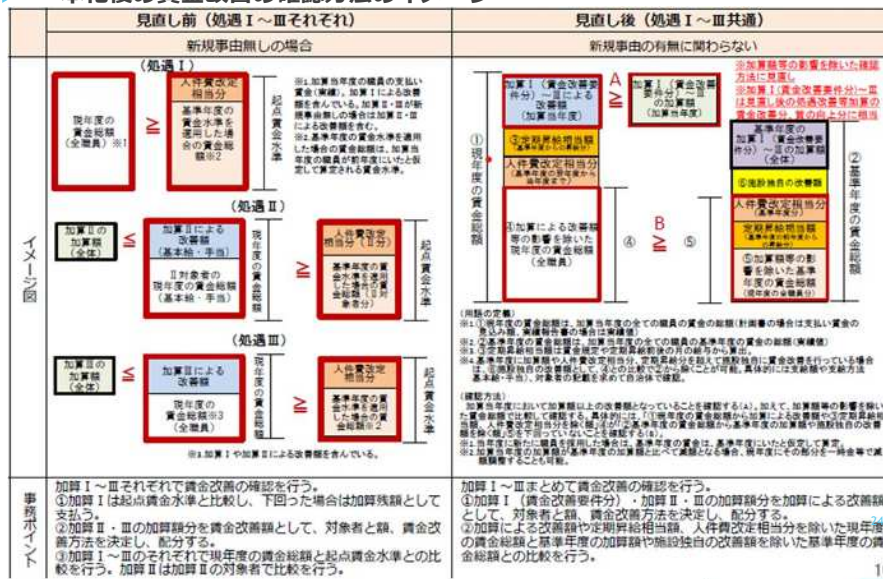


引用：令和7年度以降の処遇改善等加算について (こども家庭庁)

23

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 一本化後の賃金改善の確認方法のイメージ



24

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 概要

・目的

教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため、公定価格において、処遇改善等加算（区分1・区分2・区分3）を確保することにより、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資するものとする。

・対象

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所

・構成

区分1……職員の平均経年数の上昇に応じた昇給にかかる加算

区分2……職員の賃金の改善にかかる加算

区分3……職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金改善にかかる加算

※処遇改善等加算について、川崎市で配置を求める市加配の職員について支払いを行うものや、国の加算を補完するために支払いを行う制度がある

25

25

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

処遇改善等加算区分1

【概要】

当該加算率は、4月1日現在の常勤職員（就業規則における常勤職員の勤務時間数（月120時間以上のものに限る）に達している者または1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者で正職員・パート問わず）1人当たりの平均経年数に応じた加算率の基礎分と賃金改善要件分（キャリアパス要件分を含む）の値を合計した値により認定する。

【支給対象】

当該施設に勤務する全職員。

【主な要件】

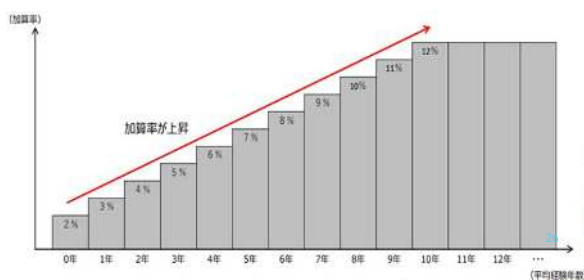
キャリアパス要件(職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や資質向上の計画や研修の実施等)の構築。

【基礎分】

平均経年数に応じて設定（2～12%）

※キャリアパス要件の減率の仕組みは

令和7年度に廃止され、要件化。



(平均経年数)

26

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 処遇改善等加算区分2

【概要】

令和4年2月から実施された、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置から継続して、職員の賃金改善を図るもの。

【対象者】

全職員

※令和7年度より、施設・事業所が定めた給与規程に基づき、給与が支払われている施設長であれば、法人役員を兼務していても、加算の対象となる。

【主な要件】(①～⑥は、区分3も共通)

①区分2と区分3それぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない

②基準年度(基本は前年度)より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない(※)

(※)経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。

③改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない

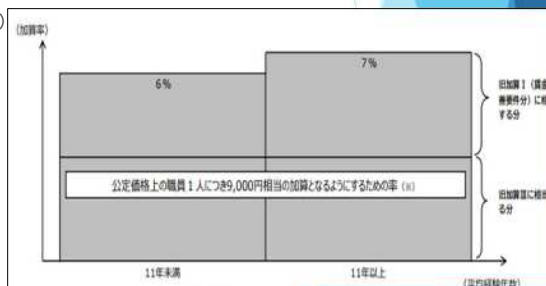
④加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善

⑤国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う

⑥賃金改善の具体的な内容を職員に周知

【加算額】

在籍児童数×区分2単価×加算率(6%(職員の平均経験年数が11年以上の場合は7%)に、公定価格上の職員1人当たり9,000円相当を改善するための加算率を足して設定)



27

27

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 処遇改善等加算区分3

【概要】

副主任保育士・専門リーダー(月額4万円の処遇改善)・職務分野別リーダー(月額5千円の処遇改善)等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築。

【対象者】

特定の研修を修了した副主任保育士等、職務分野別リーダー等

※研修計画にて当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象。

賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も支給対象となる。

※キャリアアップ研修の要件(令和5年度から段階的に適用)は次頁以降参照。

【主な要件】

○加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善

○職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知

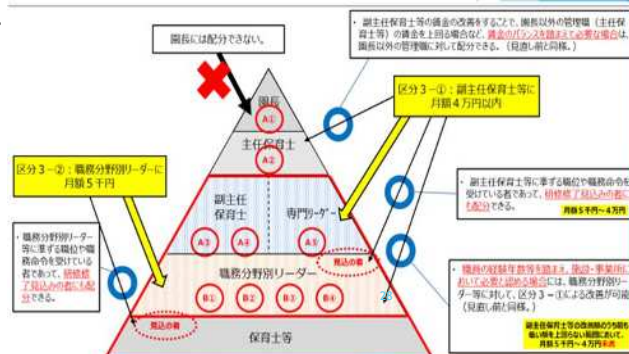
【加算額】

副主任保育士等：

40,000円×人数A((基礎職員数×1/3)と研修修了者数の少ない方の数)

職務分野別リーダー等：

5,000円×人数B((基礎職員数×1/5)と研修修了者数の少ない方の数)



28

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 処遇改善等加算区分3 概要

研修による技能の習得により、キャリアアップができる仕組みを構築

＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人 合計17人

園長 <平均勤続年数24年>
主任保育士 <平均勤続年数21年>

キャリアアップ研修の創設(H29)
→以下の分野別に研修を体系化

【専門研修】
①乳児保育 ②幼児教育
③障害児保育 ④食育・アレルギー
⑤保健衛生・安全対策
⑥保護者支援・子育て支援
【マネジメント研修】
【保育実践研修】

※ 研修の実施主体：都道府県等
※ 研修修了の効力：全国で有効
※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効

【要件】
ア 経験年数概ね7年以上
イ 職務分野別リーダーを経験
ウ マネジメント+3つ以上の分野の専門研修を修了(注1)
エ 副主任保育士としての発令

【要件】
ア 経験年数概ね7年以上
イ 職務分野別リーダーを経験
ウ 4つ以上の分野の専門研修を修了(注1)
エ 専門リーダーとしての発令

【要件】
ア 経験年数概ね3年以上
イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了(注1)
ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)(注3)

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)(注3)

保育士等 <平均勤続年数8年>

(注1) 加算に係る研修修了要件は、副主任保育士等については令和5年度、職務分野別リーダーについては令和6年度から適用する。その際、副主任保育士等に求める研修修了数は、令和5年度は1分野とし、令和6年度以降、毎年度1分野ずつ引き上げる。
(注2) 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。
(注3) 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するものである。

29

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 処遇改善等加算区分3 研修受講要件について

▶ 概要

令和5年度から、処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件が、以下の表のとおり段階的に適用されています。処遇改善等加算Ⅱによる改善を受ける前月までに必要となる研修を修了している必要がありますので、処遇改善等加算Ⅱによる改善を想定する職員には、計画的な研修受講を促してください。

なお、加算の認定に当たっては、要件を満たす修了証の写しを提出していただきます。また、研修の修了日は修了証に記載の日付とします。

▶ 研修受講要件の適用時期

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
副主任保育士 (人数A)	令和8年度から適用される研修受講要件のうち1つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件のうち2つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件のうち3つ以上	専門分野別研修のうちの3以上の研修分野及びマネジメント研修
専門リーダー (人数A)	令和8年度から適用される研修受講要件のうち1つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件のうち2つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件のうち3つ以上	専門分野別研修のうちの4以上の研修分野
職務分野別リーダー (人数B)	研修受講要件を適用しない	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上

30

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 市処遇改善等加算Ⅱ

小規模A・B型
事業所内のみ

【概要】

国の公定価格において、処遇改善等加算区分1の加算率算定の基礎となる常勤職員の経験年数が3～6年の者と7年以上の者が多くいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補充する。

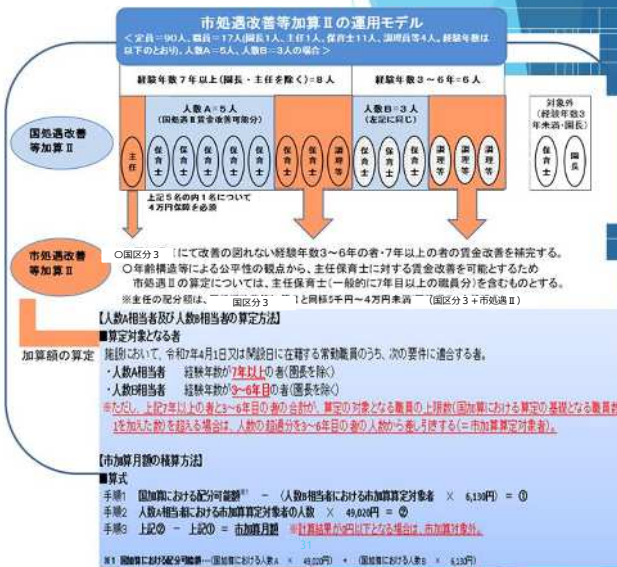
【加算額】

国処遇改善等加算区分3の配分可能額（副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額）に対し、経験年数が3～6年の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者（いずれも園長を除く）にも4万円を配分（加算保障）した場合に不足する額。

令和5年度以降、法定福利費等の事業主負担増加額を含む。

※ 国区分3の算定基礎となる職員数に1を加えた人数を上限とする。

《加算保障額 - 配分可能額 = 市加算月額》



令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 市処遇改善等加算Ⅲ

小規模A・B型
事業所内のみ

【概要】

当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に、「市が配置を求める市加配職員等」に対し、3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行うために要する費用を加算する。

【対象施設】

小規模保育事業A・B型 事業所内保育事業

【算定対象職員】

・年休代替保育士 ・休憩休息保育士 ※休憩休息保育士は保育所型事業所内保育事業のみ対象

【補助基準額】

算定対象職員一名につき、月額11,030円

【加算見込額(月額)】

補助基準額(月額) × 算定対象職員数 ※

※ 算定対象職員数は、加算当年度内の賃金改善実施期間における各月の年休代替保育士・休憩休息保育士の平均配置人数(見込)の合計人数

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 市処遇改善等加算Ⅲ

小規模A・B型
事業所内のみ

例) 小規模保育事業A型
定員19名の場合

<定員=19人、職員=12人(管理者1人、保育士9人、調理員2人)>
<公定価格上の必要保育士数5名+調理員1名><市加配保育士数1名>

賃金改善対象職員

公定価格上の配置基準
(国事業)

管理者・保育士・調理員等
(7名)

※役員を兼務する管理者は除く

市賃金改善部分対象職員(市事業)

市が上乗せで配置を求める市加配職員等
・年休代替保育士
(1名)

一人当り月額11,000円
(9,000円+法定福利費事業主負担分)

<留意事項>

上記モデルは市の加算額の対象職員をイメージしたものであり、配分する際は、「国加算額」と「市加算額」を施設の裁量において賃金改善の対象職員に配分することが可能。

**公定価格を超えて配置する加配職員等
に対する賃金改善部分を追加的に支給**

<加算見込額(月額)>
11,030円(補助基準額)×1名(算定対象職員数)

33

33

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 処遇改善等加算の事務手続きについて

本資料は、令和7年度通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に基づいて作成するものです。
国の令和8年度通知の内容により、事務手続きに変更が生じる場合には、別途通知いたします。

34

34

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 加算率の認定手続きについて

【算定対象となる職員】

職員個々の経験年数に応じた加算率が認定されます。

令和8年4月1日時点で当該施設に在籍している**常勤職員**が算定対象となります。

※家庭的保育事業・小規模保育事業C型においては、家庭的保育者以外も対象となります。

○常勤職員とは・・・

「就業規則における常勤職員の勤務時間数（月120時間以上のものに限る）に達している者※1」または「1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」

- ※1 請求ソフトに常勤職員の勤務時間数を登録しておく必要があります
- ※2 勤務期間内に病休（無給）等がある場合は、対象期間から除きます
- ※3 必ずしも雇用形態が正職員である必要はありません

35

35

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 処遇改善等加算率の認定手続きについて

【算定対象となる施設】

○子ども・子育て支援法第7条第4項、第5項及び第30条第1項第4号で規定される施設・事業

⇒幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の事業所

○学校教育法第1条に定める学校及び第124条で定める専修学校

○社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所

○児童福祉法第6条の3第23項及に定める乳児等通園支援事業を行う事業所

○児童福祉法第12条の4に定める施設（児童相談所内の一時保護施設）

○地方公共団体における単独保育施策による認可外保育施設（川崎認定保育園等）

○認可外保育施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された

施設、幼稚園に併設された施設

○企業主導型保育施設

○「保健師、看護師、准看護師のみ」

医療法に定める施設（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所）

36

36

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 処遇改善等加算率の認定手続きについて

【提出書類】

- ・ 令和8年度処遇改善等加算に係る加算率認定申請書
- ・ 平均勤続年数計算書
- ・ 処遇改善等加算率算定職員台帳
- ・ 在職証明(願)書
- ・ 資格証等
- ・ 就業規則等

【スケジュール(予定)】

令和8年4月～5月通知(予定)

令和8年5月申請期限(予定)

在職証明(願)書【処遇改善等加算 加算率認定用】				
氏名	生年月日			性別
勤務期間	勤務施設名	施設種別	算定除外条件	職種
～				
～				
～				
～				

※この証明には、1日6時間以上かつ月20日以上勤務していた期間のみを記載してください。
ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務期間内で算定除外期間(病休(無給)、1日6時間未満又は週5日未満勤務)がある場合には、勤務期間を分けて記載をお願いします。

上記の内容に相違ないことを証明いたします。
令和 年 月 日

在職証明(願)書の様式は任意ですが、**下記要件を充足している必要があります。**

- ①算定対象職員の雇用形態が**常勤職員**であることが分かること。
- ②算定対象施設での**該当職種での経験**であること。
- ③勤務期間の記載があること。
- ④法人代表者の記名押印があること。

※在職証明書取得が困難な場合は、本人からの在職申出書に加え、勤務歴が把握・推定できる資料(雇用保険の加入履歴等)の提出が必要です。
(詳細は4月通知参照)

37

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 処遇改善等加算に係る実績報告(令和7年度)について

【概要】

前年度の賃金改善が適切に行われたこと及び計画時点からの変更があった場合に、適切に行われたことを確認するもの。処遇区分1～3について、併せて報告するもの。

【令和8年度スケジュール】(予定)

- ・ 9月～12月頃、通知を发出(国の通知の发出状況により前後する場合あり)
- ・ 順次報告内容を確認し、修正等がある場合には、担当から御連絡いたします。

【提出資料について】

市が送付するエクセルデータに基づき作成いただき、データでの提出を予定しています。

必要に応じて給与台帳や賃金規程等の提出も求めます。

38

38

令和8年度の予算事務について (2) 処遇改善等加算について

▶ 処遇改善等加算に係る賃金改善計画（誓約書）（令和8年度）について

【概要】

- ・賃金改善要件分の適切な支給計画の確認もしくは改善の誓約
- ・処遇改善等加算区分2及び市処遇改善等加算Ⅲ＋賃金改善加算率分の認定
- ・処遇改善等加算区分3及び市処遇改善等加算Ⅱの認定

【令和8年度スケジュール】

- ・11月～12月頃、通知を発出（国通知の発出状況により前後する場合あり）
- ・12月以降、順次認定 ※審査の過程で修正等がある場合には、担当から御連絡いたします。

【提出資料について】

市が送付するエクセルデータに基づき作成いただき、データでの提出を予定しています。
（給与規定等・キャリアアップ研修修了証等を含む）

39

39

令和8年度の予算事務について (3) 各種補助金について

▶ ICT化推進事業補助金について

【概要】

認可保育所等においてICT化を推進することにより、業務負担の軽減を図るほか、働きやすい環境を整備するとともに、利用児童の保護者にとって必要な情報等を把握しやすくすることを目的とする。

【1_保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入】

<対象事業>

次の①～④の機能のうち1つ以上有する電算システム等を新たに導入した場合に、国基準に従って、導入に要した費用の一部に対して補助する。

- ① 保育に関する計画・記録に関する機能
- ② 利用児童の登園及び降園の管理に関する機能
- ③ 保護者との連絡に関する機能
- ④ キャッシュレス決済に関する機能

40

40

令和8年度の予算事務について (3) 各種補助金について

▶ ICT化推進事業補助金について

<補助要件>

(1) 対象施設

令和8年4月1日時点で開設しており、かつ過去1度も当該補助金の交付を受けていない施設

ただし、過去に補助金の交付を受けている場合であっても、新たにキャッシュレス決済に関する機能を有するシステムを導入する場合には、当該システムを導入するために要する費用に限り対象となる。

また、システムを活用した安全管理の取組について、各施設で作成する安全計画に明記すること。

(2) 対象経費

- ① 支援システムを導入するために要した機器の購入費及びその消費税
 - ② ソフトウェア等の購入費及びその消費税
 - ③ 工事費及びその消費税
 - ④ システム操作等研修費
- ※リース料、保守料、月額利用料、振込手数料、分割払い手数料、金利は対象経費に含まない

41

41

令和8年度の予算事務について (3) 各種補助金について

▶ ICT化推進事業補助金について

【補助上限額】

導入する機能数およびシステムを使用するにあたり必要な端末購入等の有無により、補助額が決まる。

導入機能数	端末購入 無	端末購入 有
1機能	150,000	525,000
2機能	300,000	675,000
3機能	450,000	825,000
4機能	600,000	975,000

補助率（国：1/2、市区町村：1/4、事業者1/4）

42

42

令和8年度の予算事務について (3) 各種補助金について

▶ ICT化推進事業補助金について

【2 翻訳機等の導入】【創設】

<対象事業>

外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用の一部を補助するもの。

<対象施設>

全事業所（過去に「業務のICT化を行うためのシステム」を導入した施設も含む）

<対象経費>

- ・通訳や翻訳のための機器の購入費及びその消費税
 - ・機器を利用するための環境設定の費用及びその消費税
 - ・通訳や翻訳のための機器の保証費用及びその消費税
- 等

43

43

令和8年度の予算事務について (3) 各種補助金について

▶ ICT化推進事業補助金について

【手続きについて（詳細は別途通知いたしますが、参考に令和7年度の取扱いについて掲載します。）】

(1) 提出書類

ア 補助金の交付申請時

- ①ICT化推進事業補助金交付申請書
- ②ICT化推進事業補助金実施計画書
- ③支援システム導入から運用開始までの工程が確認できるもの（導入工程表等）
- ④支援システム導入に係る費用が確認できるもの（見積書等）
- ⑤支援システムの機能について確認できるもの（パンフレット等）

※システムの導入に当たっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。

イ 実績報告時

- ①ICT化推進事業補助金実績報告書
- ②システム導入に要した費用の内訳がわかるもの（領収書等）
- ③搭載必須の機能を導入しているか確認できるもの（仕様書・契約書等）
- ④システム導入による効果等の報告書（こども家庭庁指定様式）

(2) 提出方法

オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) ※申請URLは申請案内と併せて案内

44

44

令和8年度の予算事務について (3) 各種補助金について

▶ ICT化推進事業補助金について

【事業実施期間】

令和8年4月1日から令和8年12月31日まで

※実施期間中に支援システムの導入及び導入経費すべての支払いを完了し、運用開始をしていること。

※**契約日、運用開始日、機器購入日等が令和8年4月1日以降であること。**

【令和8年度 補助金交付までのスケジュール（予定）】

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付申請書 実施計画書等の提出		計画書等	7月頃△（予定）							
計画書承認通知			承認通知							
実績報告書 効果等の報告書の提出				12月中までに導入・支払いを完了・運用開始 ⇒実績報告書等の提出				1月上旬△（予定）		
補助金交付									実績報告書等の審査 交付決定・支払	

▶ 園から市への手続き ▶ 市での処理

45

令和8年度の予算事務について (3) 各種補助金について

▶ 保育体制強化事業補助金について

【概要】

保育士の負担を軽減することによって保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を、散歩等の児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の保育に係る周辺業務に活用するために要する費用の一部を補助するもの。

【補助要件】

(1) 園外活動の見守り等を行う者

○保育士資格の有無を問わず、児童の園外活動時の見守り等を行うこと。

○児童の園外活動時の見守り等を実施するに当たり、当該補助金対象者は、**市が認める交通安全に関する講習会等を修了しなければならない。**

(2) スポット支援員

○登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置している者。

○平成26年4月1日以降新たに配置された者であること。

(3) 園外活動の見守り等を行う者及びスポット支援員共通

○子どものための教育・保育給付やその他の補助金等の支給対象となっていないこと

公定価格（国基準で求められる職員数）・市加配保育士・産休代替等の対象者でないこと。なお、園外活動の見守り等を行う者とスポット支援員を同一の職員にあてることは差し支えない。

46

令和8年度の予算事務について
(3) 各種補助金について

▶ 保育体制強化事業補助金について

◀園外活動の見守り等を行う者およびスポット支援員配置のイメージ▶

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	...	対象可否	
Aさん 4月1日に在籍あり	補助対象者						→		○	事業開始（4月）から年度を通じて配置
Bさん 4月1日に在籍あり	公定価格での措置		補助対象者				→		○	事業開始（7月）から年度を通じて配置
Cさん 4月1日に在籍あり	公定価格での措置		補助対象者		公定価格での措置		→		×	事業開始（7月）から年度を通じて配置ではない
Dさん 6月1日から雇用			補助対象者				→		○	事業開始（6月）から年度を通じて配置

【補助上限額】

- (1) 園外活動の見守り等を行う者：月額4万7千円（増額）
- (2) スポット支援員：月額4万7千円（増額）

【補助対象経費】

事業に係る報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料（うち人件費相当分のみ）、使用料及び賃借料

47

47

令和8年度の予算事務について
(3) 各種補助金について

▶ 保育体制強化事業補助金について

【年間スケジュール（予定）】

別途通知にて御案内します

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R8.4月	5月
交付申請書の提出	申請										
補助金交付（概算）			申請書等の審査 交付決定・支払								
講習会等の受講	受講期間										
受講報告書の提出	随時提出										
受講証明書の発行							証明書発行				
変更交付申請書・ 実績報告書の提出									実績報告		
額の確定・精算										精算	

→ 園から市への手続き
 → 市での処理

48

48

令和8年度の予算事務について (3) 各種補助金について

▶ 保育士等宿舍借り上げ支援事業について

【事業の目的】

川崎市では、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的として、『保育士宿舍借り上げ支援事業』を実施し、保育所等を運営する法人が、保育士の宿舍を借り上げるために必要な費用の一部を補助しています。

【事業の概要】

■ 補助金交付対象者

保育所等を運営する「事業実施者」が対象であって、次のいずれにも該当するものです。（保育士個人に対して補助を行うものではありません。）

- ① 保育士宿舍（補助対象施設）を借り上げていること。
- ② 補助対象となる保育士を保育士宿舍（補助対象施設）に居住させていること。
- ③ 事業実施者が、保育士の就業継続のための研修への参加を推奨するなど、保育士の就業継続に努めていること。

49

49

令和8年度の予算事務について (3) 各種補助金について

▶ 保育士等宿舍借り上げ支援事業について

【事業の概要（続き）】

■ 補助対象保育士

- ① 管理者を除く、常勤（正規雇用）の保育士、看護師、准看護師、保健師、小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、家庭的保育者（家庭的保育事業を除く）、家庭的保育補助者（保育士資格を有していること）であること
- ② 住宅手当を受けていないこと、また、他の市町村で実施している当事業の 対象者と同居していないこと
- ③ 法人に採用された日から10年以内であること（令和8年度採用者の場合）
法人に採用された日から5年目までは82,000円、6年目以降10年目まで41,000円となります（市負担割合：1/2、法人負担割合：1/2）。詳細につきましては別途通知いたします。

■ 補助対象施設

保育士を居住させるために事業実施者が借り上げている居住用の家屋及びこれらに付帯する工作物その他の施設です。

※1 事業実施者（法人）が所有している物件は対象外です。 ※2 宿舍が川崎市内である必要はありません。

50

50

令和8年度の予算事務について (3) 各種補助金について

▶ 保育士等宿舍借り上げ支援事業について

【事業の概要（続き）】

■ 補助対象経費

賃借料、共益費及び管理費

※敷金、礼金、手数料等は補助対象外です。

■ その他

- ・申請及び支払いは、四半期ごとの実績払いです。
- ・年度の最後に、実績報告書の提出が必要です。
- ・一人一回限りの適用です。（やむを得ない事情により離職した場合を除く）

51

51

令和8年度の予算事務について (3) 各種補助金について

▶ 保育士等宿舍借り上げ支援事業について

【年間スケジュール】

実施期間：4月1日～3月31日（予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
施設・法人	実績報告書提出前年度 第4四半期申請前年度			第1四半期申請※			第2四半期申請※			第3四半期申請※			第4四半期申請※	実績報告書提出
川崎市	審査 補助金交付 (5月まで)			審査 補助金交付 (8月以降随時)			審査 補助金交付 (11月以降随時)			審査 補助金交付 (2月以降随時)			審査 補助金交付 (5月まで)	

※第1四半期～第4四半期の申請は、それぞれ各月10日頃まで。
※各期の前月に、申請期日・様式等を通知する予定。

52

52

令和8年度の予算事務について (3) 各種補助金について

▶ 保育士等宿舍借り上げ支援事業について

【特設ページURL】

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000140622.html>

当該ホームページにて、制度の詳細や申請様式・申請マニュアル等の御案内がありますので、適宜、御参照ください。

(随時更新)

53

53

令和8年度の予算事務について (3) 各種補助金について

▶ 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金について

【概要・目的】

保護者及び保育士等の双方の負担軽減を図ることを目的に、保護者や保育士等の負担軽減に資する物品の購入費用等及び本補助金の申請等によって生じる事務負担増に係る費用に対する支援

【補助対象施設】

次に掲げる事項を実施している、又は実施予定となっている施設（全類型）

※実施予定の場合、令和8年度中の実施が条件（実施できなかった場合は補助金の全額返還）

- (1) 紙おむつ利用の定額サービス（以下「おむつのサブスク」という。）の導入
- (2) 紙おむつを除く乳幼児全員の衛生用品一式の用意及び洗濯
- (3) 乳幼児全員分の着替え、又はスモックの用意及び洗濯
- (4) 布団（お昼寝用コット）カバー、又はタオルケット等の用意及び洗濯
- (5) 連絡帳のスマホアプリ等への移行（連絡帳の中でスマホアプリ等への移行が必要な項目としては、出欠席の連絡等に加え、通園時に、保護者と職員が、毎日の子どもの状況等を入力することができる機能を有すること）
- (6) その他、保護者や保育士等の負担軽減に資する取組で、継続的に費用が発生する物品等を用意

※本補助金は、補助要件及び購入費等に関わらず、1施設1回限りです。

【補助対象期間】

令和8年4月1日～令和8年9月30日（予定）

※令和8年4月1日以降に購入した物品が補助対象

【申請案内】

4月頃を予定

54

54

令和8年度の予算事務について (3) 各種補助金について

▶ 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金について

【補助対象経費及び補助金交付額（予定）】

補助対象経費	補助率	補助上限額
(1) 「おむつのサブスク」実施に伴う、新品のおむつ保管用の保管庫・ロッカーの購入費	補助対象経費と補助上限額を比較し少ない額の全額	左記補助対象経費の補助上限額 99万円
(2) お昼寝用コット・お昼寝用布団の購入費		
(3) 折りたたみヘルメットの購入費		
(4) 大型炊飯器の購入費		
(5) 自転車置き場の雨よけ屋根の設置費		
本補助金の申請等によって生じる施設の事務負担増に係る費用	8万円	

【その他留意事項】

- ・補助金の交付を受ける場合、「補助対象経費」の購入等に際し保護者負担を求めてはいけません。
- ・他の補助金と重複して当該補助金の交付を受けることはできません。
- ・本補助金は、補助対象経費に記載されている物品のみが補助対象です。

55

55

3 川崎市における保育事業所運営について

- (1) 児童の健康管理について
- (2) 連携保育について
- (3) 各種届出について
- (4) 各種システムについて
- (5) 危機管理関係について
- (6) 保育士配置基準及び特例について

56

56

川崎市における保育事業所運営について

(1) 児童の健康管理について

▶ 定期健康診断等について

【定期健康診断の回数について】（健康管理マニュアルの改訂により、変更）

家庭的保育事業の0～1歳児は原則2か月に1回実施
家庭的保育事業の2歳児と、その他の地域型保育事業は原則6か月に1回実施

【プール前健康診断について】

プール遊びが始まる前（4月～6月）に計画する。ただし、その間に健診を1回も受けられなかった児童についても、日頃の保育を通じ、特にプールに入ることに問題がないと判断される場合は、原則プール可となる。プールのためだけに、嘱託医のクリニックに行き健診を受けさせることや、施設での健診を受けさせることは不要とする。

【その他】

定期健康診断については、原則連携施設と合同で実施するものであるため、円滑な実施のために、必要に応じて事前に連携園の担当者同士で健診のスケジュール等を調整すること。また、検診を実施しない月についても、児童の状況を踏まえて、適宜、嘱託医に相談するなどして、適切な助言を得る体制を整えること。

※併せて、本市『川崎市保育施設 健康管理マニュアル』を御確認ください。

本市HP < <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000077169.html> >

57

57

川崎市における保育事業所運営について

(1) 児童の健康管理について

▶ インフルエンザに係る登園許可証の取扱いの継続について

令和5年4月10日付け通知「インフルエンザに係る登園許可証の取扱いの継続について」により、令和5年4月1日以降、次の取扱いを継続しています。

○インフルエンザに係る登園許可証の取扱いについて

季節性インフルエンザに罹患した児童が登園を再開する際に、保護者に対し医療機関が発行する「登園許可証」等の提出は不要となります。

○インフルエンザ罹患時の登園停止期間について

発症後（発熱の症状が現れた日の翌日が1日目）5日を経過し、かつ解熱後（解熱した日の翌日が1日目）3日を経過するまで登園停止となります。

※「発症当日」は発熱の症状が現れた日で、発症当日の翌日から「発症後1日目」と数えます。

※「解熱日」は解熱した日で、解熱日の翌日から「解熱後1日目」と数えます。

※一日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。

58

58

川崎市における保育事業所運営について

(1) 児童の健康管理について

▶ 新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症に見直され、こども家庭庁が「保育所における感染症対策ガイドライン」を改訂したことを踏まえ、本市の保育所等における新型コロナウイルス感染症の取扱い等についても、令和5年5月8日以降、次のとおり対応することとしています。

【1 陽性が判明した場合の登園停止期間について】

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。

【2 濃厚接触者等の取扱い】

・濃厚接触者の特定は行いません。

・在園児や職員の同居家族が新型コロナウイルス感染症にかかった（検査中を含む）場合においても、本人に発熱等の症状がみられない場合は登園（出勤）可能とします。

【3 臨時休園等の取扱い】

・在園児や職員に陽性者が判明しても、臨時休園は行わず、職員体制の確保に努めながら開所を継続することを原則とします。

・職員が複数陽性になる等、保育の提供が困難と想定される場合には、事前に施設が市と協議の上、休園等の判断を行います。

・臨時休園に関する報道発表は行いません。

【4 感染防止拡大の取組み】

・引き続き、「保育所における感染症対策ガイドライン」等を参考に、感染防止対策を実施します。

併せて、本市HP「新型コロナウイルス感染症対策に係る保育所等の対応について」を御確認ください。

本市HP < <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000116506.html> >

59

59

川崎市における保育事業所運営について

(1) 児童の健康管理について

▶ その他

本市の小規模保育事業所等にあつては、感染症等の発生に伴う出席停止状況について、毎月、嘱託医に報告をし、必要に応じて、保健所や市にも連絡の上、その指示に従うものとする。また、保護者や職員にも、その状況を連絡し、協力を求めるものとする。

▶ 本市の小規模保育事業所等にあつては、投薬は原則行わないものとする。ただし、抗いれん剤やエビペン等で、健康管理委員会において、医学上、必要やむを得ないと認められた場合のみ、投薬を実施できるものとする。

▶ 乳幼児突然死症候群の予防のため、必要な措置を講じる。

ア 入所時の面接の際に、危険因子（養育者の喫煙、うつぶせ寝等）の有無について確認し、子どもの状況を把握する。人工乳（ミルク）はリスクが高い。

イ 保育室には、職員が必ず在室する。

ウ あおむけに寝かせ呼吸状態を定期的にチェックする。

エ 敷布団は固め、掛け物は顔にかからないようにし、掛けすぎ、温めすぎに注意する。

オ 異常発見時は、速やかに蘇生を行う（職員全員が心肺蘇生術を身に付けておく。）。

カ 睡眠時に寝返りをした場合は睡眠の妨げにならないよう仰向けにする。

※健康管理マニュアルを併せてご参照の上、ご対応ください。

60

60

川崎市における保育事業所運営について (2) 連携保育について

▶ 連携保育について

【根拠】

・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 第42条

⇒ 「地域型保育事業は連携施設を確保しなければならない。」

・ 川崎市運営基準条例 第42条にも規定し、**市内全事業所で連携施設を確保**

【内容】

・ **保育内容の支援**（全事業所で実施）

集団保育の提供、合同健診の実施、保育に関する相談・援助など

・ **卒園後の受け入れ枠の設定**（協力施設の確保を含めて全事業所で実施）

連携施設のみでの確保が難しい場合は、周辺施設で協力施設を設定し、保育の継続を保障

・ **代替保育の提供**（家庭的保育事業）

家庭的保育者の休暇等により保育を提供できない場合に、代わりに保育を提供

61



61

川崎市における保育事業所運営について (2) 連携保育について

▶ 連携保育について

● **保育内容の支援（合同健診以外）**

【目的】

- ・ 地域型保育事業の利用乳幼児の集団保育の体験
- ・ 地域型保育事業所職員に対する支援（相談・助言）

【実施例】

- ・ 交流保育（合同保育）の提供
- ・ 園庭やプールの開放
- ・ 行事への参加
- ・ 連携施設が発行する園だより、給食だより等の提供

【注意点】

・ 利用児童の年齢（月齢）等も踏まえ、年度当初に連携施設と年間の交流計画を打合せてください。原則として、月1回以上の交流が望ましいと考えますが、双方が無理のない範囲で実施してください。

【市が設定する費用】

- ・ 月30,000円

62



62

川崎市における保育事業所運営について (2) 連携保育について

▶ 連携保育について

● 保育内容の支援（合同健診）

【注意点】

- ・内科健診（入園前、定期）については連携施設での合同健診となります。
- ・年度当初に連携施設と年間の計画を打合せてください。定期健診については、定員により1回につき6人～10人の健診を想定しています。
- ・児童の健康状態、当日の天候等を勘案し、無理のない範囲で合同健診に参加してください。
- ・入園前健診を実施する場合も、原則として、連携施設の定期健診日に合わせて行うこととしてください。（年度途中に入所する児童の入園前健診も同様です。）
- ・入所児童の内定が、連携施設の定期健診後の場合は、個別に嘱託医を受診することとなります。この場合は、事前に地域型保育事業者から嘱託医に連絡してください。

【市が設定する費用】（地域型保育事業所⇒連携施設）

- ・月10,000円

嘱託医へお支払いする報酬とは別です

63

63

川崎市における保育事業所運営について (2) 連携保育について

▶ 連携保育について

● 協定書

- ・連携保育の実施にあたっては、その具体的な内容・費用・支払方法等について、**園同士**で連携協定を結んでいただいています。
- ・現在の内容に不備がないか確認をし、適切に協定の更新を行ってください。

64

64

川崎市における保育事業所運営について

(3) 各種届出について

▶ 家庭的保育事業等変更届等について

事業所及び保育事業者（法人）に関わる事項に変更が生じた場合は、川崎市に届け出る必要があります。

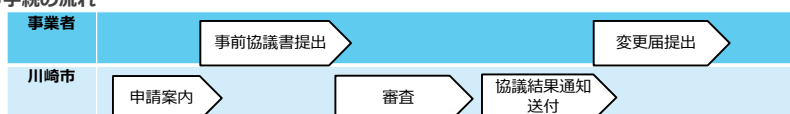
届け出が必要な事項、届け出時期等については、本説明会の参考資料を御確認いただき、漏れなく手続きをしてください。

定員や施設名称等については、**市への事前の協議が必要**となります。事前協議が必要な事項についても、参考資料を御確認ください。なお、定員の変更については毎年6月～7月ごろに協議の御案内をしております。

▶ 定員変更の事前協議について

- 定員変更の案内：毎年6月ごろ
- 定員変更の実施月：10月、4月（年2回、原則10月は定員数の減のみ）

○手続の流れ



○その他注意事項

- ・10月に定員を変更した場合、原則として翌年4月は定員変更不可
- ・定員変更月の児童の受入れに際し、利用定員の超過受入不可
- ・定員変更の協議案内時に、年齢別利用定員、開所時間等の変更等の協議も併せて実施

65



65

川崎市における保育事業所運営について

(3) 各種届出について

▶ メールアドレス・電話番号の変更について

当課からの各種通知の送付や、その他の連絡については、各事業所からお知らせいただいた保育事業所及び法人のメールアドレス・電話番号あてに行っております。

連絡先が変更、使用廃止する場合には、当課（※）あてメールでお知らせください。その際、件名を「【○○変更】○○保育園（又は法人名）」と御記載ください。

※ 当課からの宛先多数の通知・お知らせについては、原則、保育事業所及び法人の全てのメールアドレスに送付されます。

※保育第2課メールアドレス（ 45hoiku2@city.kawasaki.jp ）

66



66

川崎市における保育事業所運営について

(3) 各種届出について

▶ 債権者登録について

宿舍借り上げ支援事業補助金等の補助金のお支払いに当たり、都度記入いただく手間が省けるほか、振込口座の記入誤りを防ぐことができます。

▶ 業務管理体制の整備に関する事項について

詳細は、市ホームページに掲載している資料を御確認ください。

67

67

川崎市における保育事業所運営について

(4) 各種システムについて

▶ サーベイランスシステムについて

【概要】

学校等欠席者・感染症情報システム（サーベイランスシステム）については、感染症の発生状況を早期に探知・共有し、効果的な対策を講じることで、子どもたちの健康被害の発生を最小限にすることを最大の目的として運用が開始された。

システムの使用方法等については、下記URLからマニュアルを御確認ください。

【システムに関する問い合わせ先】

川崎市健康福祉局健康安全研究所 40eiken@city.kawasaki.jp

【ログインURL】

川崎区 <https://school.953862.net/kanagawa/kawasakikawasaki/>

幸区 <https://school.953862.net/kanagawa/kawasakisaiwai/>

中原区 <https://school.953862.net/kanagawa/kawasakinakahara/>

高津区 <https://school.953862.net/kanagawa/kawasakitakatsu/>

宮前区 <https://school.953862.net/kanagawa/kawasakimiyamae/>

多摩区 <https://school.953862.net/kanagawa/kawasakitama/>

麻生区 <https://school.953862.net/kanagawa/kawasakiasao/>

※ログインのためのID又はパスワードがわからない場合は、当課各園担当あてに御連絡ください。

68

68

川崎市における保育事業所運営について

(4) 各種システムについて

▶ 「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」について

【概要】

このシステムは、子ども・子育て支援法第58条に基づく特定教育・保育施設の情報公表及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、利用者の選択に資する情報を、インターネット上で直接閲覧できる環境整備を目的として、国が主体となり、令和2年9月から運用を開始されたものです。

【公表内容】

【施設の情報】

- ・施設等を運営する法人に関する事項
- ・当該報告に係る教育・保育提供に関する事項
- ・教育・保育に従事する従業者に関する事項
- ・教育・保育等の内容に関する事項
- ・当該報告に係る教育・保育の利用料等に関する事項
- ・権利擁護等のために講じている措置に関する事項
- ・教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項
- ・都道府県知事が認める事項



【経営情報等】

- ・施設等の職員の人員配置に関する項目
- ・施設等の職員給与に関する項目
- ・施設等の収支の状況に関する項目 等

※**毎事業年度終了後、5か月以内に報告**
⇒3月末の場合は、8月末が期限



69

川崎市における保育事業所運営について

(4) 各種システムについて

▶ 「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」について

○法令等の定めにより、「**公表情報の更新**」及び「**事業年度終了後5ヵ月以内の経営情報等の報告**」は必須です。

【児童福祉法（抜粋）】

第五十九条の二の二 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項について、当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

一 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
二 建物その他の設備の規模及び構造
三 その他内閣府令で定める事項 ※入所定員等

【児童福祉法施行規則（抜粋）】（内閣府令）

第四十九条の五 法第五十九条の二の二の規定による公衆の閲覧は、独立行政法人福祉医療機構のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 ※公表する項目については同条第二項に具体的な定め有

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

第五十八条の二 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、政令で定めるところにより、毎事業年度終了後五月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項をいう。以下この条及び第六十二条第三項第二号において同じ。）を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。 ※報告する項目については、子ども・子育て支援法施行規則に定めあり

【川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）】

（重要事項の揭示等）

第23条 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用の申込みを行うとする教育・保育給付認定保護者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、当該重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。



70

川崎市における保育事業所運営について (4) 各種システムについて

▶ 「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」について

【関係リンクについて】(R8.3.27時点)

○ここdeサーチ検索画面 (wam.go.jp)

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

○ログイン画面

<https://www.wam.go.jp/kodomo/COP000100E0000.do>

○子ども子育て支援情報公表システム関係連絡板（マニュアルやお知らせ等の掲載あり）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/kdmsys/jigyo/>

○保育所等における継続的な経営情報の見える化に係る関連情報について（WAMNET 資料）

https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/jidou/kdmsys/info/kdmsys_info202505b_sysc.pdf

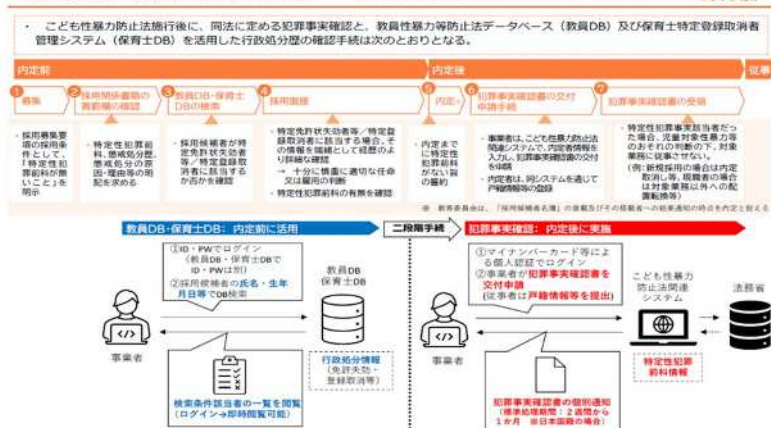
71

71

川崎市における保育事業所運営について (4) 各種システムについて

▶ 保育士特定登録取消者管理システムについて

教育職員等・保育士の採用手続フロー ※子ども性暴力防止法施行ガイドラインP206より



○ 保育士特定登録取消者管理システム利用者情報登録のURLについて
子ども家庭庁からホームページ等にアップロードすることを禁じられているため、URLを紛失し、再送を希望する場合には当課施設担当あてに御連絡ください。

72

72

川崎市における保育事業所運営について (4) 各種システムについて

▶ オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) について

市ホームページに掲載している資料を御確認ください。

73

73

川崎市における保育事業所運営について (5) 危機管理関係について

▶ 安全計画の策定について

安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）は、認可基準条例第23条の2に、令和5年4月1日からその策定が規定されたものです。

- 本市の家庭的保育事業者等においては、児童の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全計画を策定し、それに従い必要な措置を講じなければならない。
- 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

74

74

川崎市における保育事業所運営について (5) 危機管理関係について

▶ 事故報告書の提出について

○川崎市HP「川崎市の教育・保育施設等における事故報告の取扱いについて」で、**事故の発生時の対応**について御確認いただけます。また、**事故報告書の本市様式も掲載**しています。

川崎市HP「川崎市の教育・保育施設等における事故報告の取扱いについて」

< <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000098144.html> >

○事故報告書を提出する場合でも、事故の内容によっては、川崎市への電話による報告をお願いしています。特に、**重大事故や緊急搬送、抜け出し、置き去り、誤食等**の事案は、速やかに市へ御一報ください。また、御提出いただいた報告書については、市職員が順次確認しておりますが、急ぎ本市の確認が必要と思われる事案については、電話で御一報ください。

75

75

川崎市における保育事業所運営について (5) 危機管理関係について

▶ 事故報告書の提出について

川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱第11条に基づき、保育時間中に起きた事故（怪我、置き去り、誤食等）については、市へ報告が必要です。

	報告方法	提出期限	備考
重大事故		原則 事故発生当日 *遅くとも事故発生翌日まで	・医療機関を受診した場合は、軽微なもので1回限りの受診であっても事故報告書の提出が必要です。
通常事案	医療機関を受診 施設において市に連絡を要すると判断される場合 (例：緊急搬送、怪我対応により保護者から市に苦情が入る可能性がある場合等)	市へ一報 (電話連絡) + 報告書	・事故の状況によっては、各区保育総合支援担当と保育第2課が現場に訪問をして、状況の確認や検証等をする場合があります。
	特に市に連絡を要しないと判断される場合	報告書	
その他	施設からの抜け出し、園外保育時の置き去り、見失い、誤食・誤飲等市への報告が必要と判断されるもの	市へ一報 + 報告書	・電話での即時連絡が必要か判断に悩む場合にも、念のため市へご連絡ください。

※本市への事故報告書は、本市様式と同内容が記載されたものであれば、独自様式でも構いません。国への事故報告が必要と判断した場合、本市から国様式を提供しますので、提出してください。

76

76

川崎市における保育事業所運営について (5) 危機管理関係について

- ▶ 台風等による風水害への対応について
- ▶ 避難確保計画の作成について

市ホームページに掲載している資料を御確認ください。

77

77

川崎市における保育事業所運営について (6) 保育士配置基準について

- ▶ 常勤保育士の定義とスポットワークについて

【常勤保育士の定義】

次に掲げる者を常勤保育士とする。

- ① **当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者**
- ② **上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの**

※当該定義の対象となる職員については、通常の保育士に加え、保育士（手続き中）や産休等代替臨時職員雇用費における代替保育士も含むものとします。

※これら『保育士』以外の、看護師・准看護師、小学校教諭等、市長が認めるもの、保育補助者、保育従事者（保育士資格を持たない者）、家庭的保育者、家庭的保育補助者、栄養士、調理員などの者については、「1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」を常勤職員の要件とします。

【スポットワーク（いわゆるスキマバイト）より採用された保育士等の取扱いについて】

- **スポットワーク（いわゆるスキマバイト）により採用された保育士を条例上の必要保育士数の一部に充てることはできません。**

（最低基準上の保育士定数の取扱いに関しては、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和3年3月19日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）において、こどもを長時間にわたり保育できる常勤保育士であることが原則とされているため）

○スポットワークについて、病気等のやむを得ない事情により当日の欠勤が急遽出た場合に活用すること等は一概に妨げられるものではないものの、こどもとの安定的・継続的な関わりが重要であるという観点からは、1～2日程度の短期の雇用を長期かつ継続的に繰り返すことは、保育所等の運営に当たって、望ましくないものと考えています。

78

78

川崎市における保育事業所運営について
(6) 保育士配置基準について

▶ 保育士配置に係る特例について

市ホームページに掲載している資料を御確認ください。



79

79

- 4 条例・要綱
- 5 様式集
- 6 過去の主な通知について

市ホームページに掲載した資料を御確認ください。



80

80